

北広島市観光基本計画懇話会開催要綱を次のように定める。

平成30年11月30日

北広島市長 上野正三

北広島市観光基本計画懇話会開催要綱

(設置)

第1条 北広島市観光基本計画(以下「基本計画」という。)の改定に向けた検討資料に資するため、北広島市観光基本計画懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 懇話会における検討事項は、基本計画の改定等に関し意見を述べることとする。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(1) 次に掲げる団体等から選出された者

- ア 商工及び観光に関する団体
- イ 市内のゴルフ場を運営する者
- ウ 市内の大型商業施設を運営する者
- エ 市内の宿泊施設を運営する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)

(4) その他市長が必要と認める者

2 懇話会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

(開催期間)

第4条 懇話会は、平成30年12月1日から平成31年3月31日まで開催する。

(謝礼及び旅費)

第5条 懇話会に参加した構成員に対し、謝礼及び旅費を支払う。

2 謝礼の額は、1回につき5,000円とする。

3 旅費は、鉄道賃及び車賃とし、その額は、北広島市職員の旅費に関する条例(昭和44年広島町条例第17号)において定める額とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、経済部観光振興課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。